

## 宮崎市行政改革推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の行政改革の推進に資するため、宮崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (内容)

第2条 市長は、委員会の委員から次に掲げる事項について、その自由な意見を聴くものとする。

- (1) 行政改革の推進に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 行政改革大綱の進行管理に関する事項

### (組織)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、各界各層の知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員会の運営)

第5条 委員会は、委員が互選した者を座長として運営する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指定した委員が代行する。

3 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部行政経営課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年11月27日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 宮崎市行政改革推進委員会 委員名簿

任期：平成30年7月1日～令和3年（平成33年）6月30日（3年間）

（敬称略）

	所 属 ・ 役 職 名 等	氏 名
1	公立大学法人宮崎公立大学 学長	有馬 晋作
2	国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部 教授	桑野 齐
3	一般財団法人みやぎん経済研究所 常務理事	爲山 高志
4	宮崎商工会議所 専務理事	甲斐 正文
5	宮崎中央農業協同組合 専務理事	長友 昭大
6	連合宮崎・宮崎中央地域協議会 副議長	谷口 英
7	社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会 会長	厚地 安
8	宮崎市民生委員児童委員協議会 副会長	中窪 民子
9	宮崎市自治会連合会 会長	時任 孝俊
10	特定非営利活動法人ドロップインセンター	黒田 奈々
11	宮崎市地域婦人会連絡協議会 会長	平田 嗣子
12	社会保険労務士・産業カウンセラー	酒井 春江
13	税理士	佐藤 智恵美